

坂祝町介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス(独自)サービスコード表
【訪問型サービスA(緩和した基準による訪問型サービス)】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合 成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	2521	訪問型独自サービス/222	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179	1回につき	
A2	2631	訪問型独自サービス/223			(二)所要時間45分以上の場合	235 単位			235
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ニ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ			(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅢ			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅢ日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算			所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000 加算		1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000 加算		

※赤字は、令和8年6月1日から変更。